

# 小規模事業者のコロナ特別貸付制度

	新型コロナウイルス感染症特別貸付		新型コロナウイルス感染症特別貸付		新型コロナウイルス対策経	新型コロナウイルス対策経	島根県令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金																			
	特別利子補給制度	特別利子補給制度	特別利子補給制度	特別利子補給制度			国制度	県制度																		
金融機関	日本政策金融公庫	未定	商工中金	未定	日本政策金融公庫	日本政策金融公庫	各金融機関	各金融機関																		
申込先	日本政策金融公庫	未定	商工中金	未定	商工会・商工会議所	生活衛生同業組合	各金融機関	商工会議所、商工会、中央会、商工会連合会、しまね産業振興財団																		
対象	①または②のいずれかに該当  ③ 最近1か月の売上高が前年または前々年の同期比で5%以上減少  ② 業歴3か月以上1年未満で、最近1か月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少 ・過去3か月 ・R1年12月の売上高 ・R1年10～12月の売上高平均額	新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、以下の要件に該当する方 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>小規模事業者※</td> <td>中小企業者</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>要件無し</td> <td>売上高▲20%以上</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>売上高▲15%以上</td> <td>売上高▲20%以上</td> </tr> </table> ※ 卸・小売、サービス：常時雇用する従業員5名以下 それ以外の業種：同20名以下		小規模事業者※	中小企業者	個人	要件無し	売上高▲20%以上	法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上	①または②のいずれかに該当  ③ 最近1か月の売上高が前年または前々年の同期比で5%以上減少  ② 業歴3か月以上1年未満で、最近1か月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少 ・過去3か月 ・R1年12月の売上高 ・R1年10～12月の売上高平均額	新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、以下の要件に該当する方 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>小規模事業者※</td> <td>中小企業者</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>要件無し</td> <td>売上高▲20%以上</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>売上高▲15%以上</td> <td>売上高▲20%以上</td> </tr> </table> ※ 卸・小売、サービス：常時雇用する従業員5名以下 それ以外の業種：同20名以下		小規模事業者※	中小企業者	個人	要件無し	売上高▲20%以上	法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上	商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者で、以下の要件を満たすもの。  最近1か月の売上高が前年または前々年の同期比で5%以上減少	生活衛生同業組合などの経営指導を受けている  生活衛生関係事業者で、以下の要件を満たすもの。  最近1か月の売上高が前年または前々年の同期比で5%以上減少	新型コロナウイルス感染症の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者等  市町村より、次のいずれかの認定を受けていること ・セーフティネット保証4号 ・セーフティネット保証5号 ・危機関連保証	「新型コロナウイルス感染症対応資金」（国制度）を満額利用し、以下の要件をすべてを満たす中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人  1か月の売上及びその後2か月間の売上見込が▲15%以上、かつ市町村より、次のいずれかの認定を受けていること ・セーフティネット保証4号 ・セーフティネット保証5号 ・危機関連保証
	小規模事業者※	中小企業者																								
個人	要件無し	売上高▲20%以上																								
法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上																								
	小規模事業者※	中小企業者																								
個人	要件無し	売上高▲20%以上																								
法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上																								
資金使途	運転資金、設備資金		運転資金、設備資金		運転資金、設備資金	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金（原則、保証付の既往債務について優換可）	運転資金、設備資金（原則、保証付の既往債務について優換可）																		
担保	無担保		無担保		無担保	無担保	無担保	金融機関や保証協会による																		
保証人	—		—		無保証人	無保証人	代表者は一定条件（法人で個人分離、2親座転居）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）	個人は不要（法人は金融機関や保証協会による）																		
期間	設備 20年以内 運転 15年以内		設備 20年以内 運転 15年以内		設備 10年以内 運転 7年以内	設備 10年以内 運転 7年以内	10年以内	12年以内																		
返済据置期間	5年以内		5年以内		設備4年以内、運転3年以内	設備4年以内、運転3年以内	5年以内	3年以内																		
融資金額	（別枠）国民事業 6,000万円以内 左記のうち3,000万円以下の部分		元高 20億円以内（DBJ等と合算） 残高 3億円以内	左記のうち残高1億円以下の部分	（別枠）1,000万円	（別枠）1,000万円	3,000万円	8,000万円																		
金利	当初3年間 基準金利▲0.9% 4年目以降 基準金利	左記のうち3,000万円以下の部分にかかる 「基準金利▲0.9%」の利子	当初3年間 基準金利▲0.9% 4年目以降 基準金利	左記のうち残高1億円以下の部分にかかる 当初3年間の利子	当初3年間 特別金利▲0.9% 4年目以降 特別金利	当初3年間 経営改善利率▲0.9% 4年目以降 経営改善利率	売上高の減少（▲5～15%）、個人事業主又は小・中規模事業者の別に応じて金利1.25%又は金利ゼロ ※4年目以降 年1.10%（責任共有外）、年1.25%（責任共有）	当初3年間は無利子 ※4年目以降 年1.10%（責任共有外）、年1.25%（責任共有）																		
基準金利	国民事業 1.36%  （当初3年間は0.46%）		日本公庫の基準金利  （3/19時点で1.11%）		特別金利 1.21%（4/1現在）  （当初3年は0.31%）	経営改善利率 1.21%（3/2現在）  （当初3年は0.31%）																				
その他		一旦公庫に返済後、対象となる利子額を実施機関（未定）から補給		一旦商工中金に返済後、対象となる利子額を実施機関（未定）から補給			売上高の減少（▲5～15%）、個人事業主又は小・中規模事業者の別に応じて保証料1/2又は保証料ゼロ	不要																		